

議案第 16 号

向日市手数料条例の一部改正について

向日市手数料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市手数料条例の一部を改正する条例

向日市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

〈参 考〉

向日市手数料条例の一部を改正する条例
新 旧 対 照 表

改 正	現 行																
別表 1 <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="132 600 478 663">徴収する事務</th><th data-bbox="478 600 794 663">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="132 663 478 725">略</td><td data-bbox="478 663 794 725">略</td></tr><tr><td data-bbox="132 725 478 927"><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付</td><td data-bbox="478 725 794 927">1 通につき3,400円</td></tr><tr><td data-bbox="132 927 478 985">略</td><td data-bbox="478 927 794 985">略</td></tr></tbody></table>	徴収する事務	金額	略	略	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1 通につき3,400円	略	略	別表 1 <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="794 600 1152 663">徴収する事務</th><th data-bbox="1152 600 1455 663">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="794 663 1152 725">略</td><td data-bbox="1152 663 1455 725">略</td></tr><tr><td data-bbox="794 725 1152 927"><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付</td><td data-bbox="1152 725 1455 927">1 通につき3,400円</td></tr><tr><td data-bbox="794 927 1152 985">略</td><td data-bbox="1152 927 1455 985">略</td></tr></tbody></table>	徴収する事務	金額	略	略	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1 通につき3,400円	略	略
徴収する事務	金額																
略	略																
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1 通につき3,400円																
略	略																
徴収する事務	金額																
略	略																
<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1 通につき3,400円																
略	略																